

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 令和 8 年度第 1 回審議概要

開催日及び場所	令和 8 年 8 月 24 日（月） （本局：神戸地方合同庁舎 1 階 第 4 共用会議室）	
委 員	大石 哲（神戸大学 都市安全研究センター 教授） 竹原 正浩（竹原公認会計士事務所 公認会計士） 西上 治（神戸大学大学院 教授 第二部会長） （五十音順）	
審議対象期間	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	
報告事項	①指名停止措置の運用状況報告 ②談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ③再度入札における一位不調状況報告 ④低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑤一者応札の発生状況報告 ⑥不調・不落の発生状況報告 ⑦高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑦について、整備局資料に基づき説明を行った。
審 議 事 項 ① 抽出案件	総件数 7 件	（備考） [抽出件名]
<工 事> 一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象）【一括審査方式】	1 件	・神戸港臨港道路大阪湾岸道路西伸部主塔(2P)基礎工事 神戸港臨港道路大阪湾岸道路西伸部主塔(3P)基礎工事
一般競争入札方式 （WTO 対象外）	1 件	・神戸港六甲アイランド地区荷さばき地舗装工事
一般競争入札方式 （WTO 対象外）	1 件	・和歌山下津港海岸（海南地区）水門遠方監視設備工事
<業 務> 簡易公募型プロポーザル方式	1 件	・神戸港臨港道路（湾岸西伸）橋梁基礎における支持力解析検討業務
簡易公募型競争入札方式	1 件	・八尾空港 B 滑走路等舗装設計
簡易公募型競争入札方式	1 件	・堺泉北港汐見沖地区航路・泊地(-12m)磁気探査

<物品役務> 一般競争入札方式	1 件	・舞鶴港湾事務所庁舎電話交換機更新等
--------------------	-----	--------------------

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意 見 ・ 質 問	回 答
【審議事項】 1. 一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象）【一括審査方式】 「神戸港臨港道路大阪湾岸道路西伸部主塔(2P)基礎工事 神戸港臨港道路大阪湾岸道路西伸部主塔(3P)基礎工事」 ・ 2 P、3 P の他に 4 P、1 P についても工事を発注していくのか。 ・ 関連工事について、本工事の請負契約の相手方と随意契約を行うとあるが、どういった理由か。	・ 4 P、1 P については現在入札契約手続き中である。 ・ 本工事は過去に類を見ない大規模な工事であり、工期が国庫債務負担行為の支出年限の 5 年を超えるため、後続工事に関しても契約を締結する必要があるところ、以下施工上の観点から本工事の請負契約の相手方と随意契約を締結する予定であるということ。 井筒内を排水したドライ状態では、鋼管矢板に長期間にわたり大きな水圧や土圧等が作用するため、井筒の安全性及び施工の安全性を確保する必要があり、実際に鋼管矢板を打設した者が最もそのノウハウを持つと考えられる。 以上から、安全な構造物を構築する事が可能な者は前工事の施工者に限られるため、後工事について前工事の施工者と随意契約するもの。

・基準評価値が2P・3Pで大きく異なる理由とその算定方法とは。 ・工事を2Pと3Pとに分けて発注した理由はあるのか。	・競争参加資格を持ち、入札価格が予定価格の範囲内である場合に与えられる基礎点(100点)を予定価格で割ることで基準評価値が算出される。 2P、3Pで基準評価値が異なるのは予定価格が異なることが要因である。 ・必ずしも分ける必要はないが、施工の安全性、受注機会の拡大等の総合的な観点から検討した結果、2件に分割しての発注となった。
--	---

意 見・質 問	回 答
2. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「神戸港六甲アイランド地区荷さばき地舗装工事」 ・規模の大きな業者ばかりが参加申請を出しているが、そのような想定での発注だったのか。 工事の規模からすると、もう少し参加者が見込めたのではないかとと思われるがいかがか。 ・配置予定技術者の能力によって差が付いたことが決め手になっているが、その項目や内容の詳細について。 ・入札金額が全く同じ業者が存在するが、このような事例は一般的であるのか。	・現在、舗装業界では工事の発注件数が多く、一つの案件に多くの業者が集まりにくい状況があるのではないかと推察する。 また、幅広い業者からの参加が可能となるような競争参加資格要件を設定していた。 ・同種工事の施工規模が異なっている点、工事に適用される各種資格の有無において一級舗装施工管理技術者の資格をA者とB者が持っていた点、CPD履修実績をA者とC者が持っていた点などが点数を分けた具体的な要因である。 ・あまり見られない事例ではあるが、金額の内訳については異なっており、最後に入札金額を整える際に偶然同じ金額になってしまったようである。

意 見・質 問	回 答
3. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象外） 「和歌山下津港海岸（海南地区）水門遠方監視設備工事」 ・入札に応じた業者が一者であった原因をどのように分析しているか。 ・規模が小さい本工事では、受注者に対して利益を確保できたかというフォローは行っていくのか。 ・予定価格未満で入札され、かつ、競争参加資格要件を満たしていれば計算の仕組上、各業者の評価値が基準評価値を下回ることはないが、基準評価値は指標として機能しているのか。 ・本案件は鳥居水門のみに監視カメラを設置するという認識で間違いないか。 ・本案件で新たに設置するのは鳥居水門の通信設備、内海水門の空中線であり、その他に関しては既存装置の設定を行う認識で合っているか。 ・工事の規模の割に高額に感じるがメンテナンス等を含めたものではないという認識で合っているか。	・港湾部門から本案件のような通信設備に関する工事の発注が少ないことから業界側に認識されにくいこと、また、一基のみの設置という工事規模が要因となっているのではないか。 しかしながら、一者応札改善のため、通信設備に関する工事件数が多く業界から注目されやすい国道・河川部門からも周知を行うなどの対策を講じることで、参加者の増加に努めていきたい。 ・本工事は現在施工中であるため、引き続き受注者に対しヒアリング等で確認を行っていく予定である。 ・基準評価値を下回る者とは契約を行わないため、目安の指標としては機能していると言える。 ・鳥居水門に関して監視設備を新設するものである。鳥居水門の無線通信については内海水門を中継局として経由するため関係各所の調整・設定も併せて行っている。 ・そのとおりである。 ・メンテナンス等はなく、新設することとなった部分を標準どおりに積算したものである。

・金額の内訳について、具体的にどの部分が高額になるのか。 - また、本工事の内容で 9,000 万円程度かかるというのは高額に感じられるがいかがか。 ・カメラを設置する以前は人力であったのか。また、設置によってどの程度便利になるのか。 ・監視カメラ映像で異常が発見された場合のアラーム機能などはあるのか。 ・水門の角度を測定し、そのデータを送信するものという認識で合っているか。 ・鳥居水門の設置時に水門の角度計測装置が既に組み込まれていたのではなく、本案件において設置するためその費用が計上されているのか。	・鳥居水門に係る部分が全体の 7 割程度の費用を占めている。また、その中でも中継装置と関連する部分が高額である。 - なお、金額については標準どおりの積算であり、予定価格は妥当であると判断している。 ・本設備は鳥居水門の新設にあわせて設置するものであり、現在施工中である。 ・水門の閉鎖状況等で何らかの異常があればそれを示す表示が出される。 ・水門の閉鎖状況を常に確認できるように遠隔の監視設備を設置するものである。 ・そのとおりである。 - 鳥居水門の設置は土木工事であったため、水門の状況を確認できる装置は本案件において設置するものである。
---	--

意 見・質 問	回 答
4. 簡易公募型プロポーザル方式 「神戸港臨港道路（湾岸西伸）橋梁基礎における支持力解析検討業務」 ・落札率が 100%になるのは簡易公募型プロポーザル方式という契約方式では一般的なことなのか。 ・同種業務と類似業務では点数差は生じるのか。また、本案件においてその差は生じたのか。	・提出された技術提案をもとに仕様内容を決定するため、予定価格の設定根拠の大部分が見積によることが多く、予定価格が類推されやすいと考えられる。 ・同種業務と類似業務で点数差が生じることはあるが、本案件については 3 者とも同種業務でありその差は生じていない。

・D 者は実施方針・実施フロー・工程計画・その他の点数が 70 点満点で 44.4 点とあまり高い点数ではないが、どのような理由で問題なしと判断したか。 ・D 者が他者と比べて業務理解度が優れているのであれば点数は自ずと高得点になると考えられるが、どこで点数を落としたのか。 ・ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業に対しての加点はどのような場合に得られるのか。 ・その他これに準ずる企業に該当するかはどのように判断するのか。認定を受けている企業については認定書を提出することを求め、準ずる企業については認定に準ずる施策をとっていることを証明する資料が求められ、提出された資料に基づき判断するということが良いか。	・本業務に関して工程計画上のクリティカルがどこにあるか、また、どこで照査を重点的に行う必要があるかといった業務理解度が他社に比べ優れていたため問題ないと判断した。 ・その他の項目において、重要事項の指摘とそれに対する対応・代替案といった要素での点数が伸びなかったことが要因である。 ・女性の社会進出に関するえるばし認定、育休が取りやすい環境かを示すくみん認定、若手の働きやすさを表すユースエール認定を評価する。 ・そのとおりである。
---	--

意 見・質 問	回 答
5. 簡易公募型競争入札方式 「八尾空港 B 滑走路等舗装設計」 ・技術提案書に関する評価はヒアリングを行うのではなく、書面から判断するのか。 ・資格要件に業務の主たる部分が再委託するものではないこととあるが、本案件に参加した者は再委託を行わない者であったのか、再委託は行うが主たる部分ではないと判断された者であったのか。また、主たる部分ではないと判断された者がいた場合、具体的にどのような理由があったのか。	・参加者から提出された書面により判断し、評価を行う。 ・受注者については、再委託をせず、自社で全ての業務を履行するということがあった。

・技術提案内容について E 者の業務理解度が高かったのは評価概要において評価された項目が 4 点と他者よりも多かったからか。	・そのとおりである。
--	------------

意 見・質 問	回 答
6. 簡易公募型競争入札方式 「堺泉北港汐見沖地区航路・泊地(-12m)磁気探査」 ・落札した F 者は業務理解度があまり高くないが、品質確保のため業者の理解度を補うようなフォローはあるのか。 ・相対的には他の業者よりも低い点数であるが、本業務実施にあたって求められる理解度を備えていると判断したという認識で良いか。 ・F 者は他の 4 者とは異なり、近畿地方整備局長表彰の実績を持っていたようだが、予定技術者の経験及び能力に点数が加算されたのか。 ・書面上は業務理解度の高さがうかがえないが、表彰の実績があるため適切な業務遂行の信頼に足りる者であると理解した。	・業務理解度の評価は評価者全員が B 評価としており他の業者より低い評価となっているが、B 評価とは概ね理解していることを表すため、業務実施にあたり問題はないと判断した。 ・そのとおりである。 ・そのとおりで、予定技術者の経験及び能力の中の成績・表彰という項目に該当するため 4 点が加算された。 ・その理解で差し支えない。

意 見・質 問	回 答
7. 一般競争入札方式 「舞鶴港湾事務所庁舎電話交換機更新等」 ・一者応札であったことについてはどのように考えるか。	・電話交換機の設置は頻繁に行う業務ではなく参加業者数が予想しにくい中、前回の当所発注及び他事務所等の過去案件を参照すると複数業者の参加が見られたため、標準的な取扱どおり等級を拡大する必要はないと判断し発注を行った。

・事業者間での再編が行われる等の可能性もあるが、次回また同様の案件が行われる場合は入札参加者を増やすために等級の拡大を行う予定はあるのか。 ・C 等級という要件は実質的に地域要件となっているという認識か。 ・等級の決定は企業ごとに行うものか。 ・本案件について参加要件を C 等級に限るのは実績を持たない事業者にも経験を積んでもらうといった配慮があるのか。 ・なぜ機械的に割り振っているのか。 本業務の遂行だけを考えると、実績のある業者に発注するのが自然ではあるが、実績のない業者にも受注機会を与えるという観点で等級を決定しているのではないか。 ・事業者の確保のため等級を拡大した上で、拡大した等級では中小企業者に限定する資格要件があったと記憶しているが、そのようなルールは柔軟に運用できるものなのか。	・大企業の参加によって地元企業等の受注機会が減少する可能性もあるため、そのような観点にも配慮をしながら調整していく予定である。 ・発注規模（金額）に応じて等級は決定されるため、地域要件のようなものではない。 ・競争参加資格の申請を行い、企業規模・経営状況・過去の実績などによって等級が決定される。 当局は金額に応じた等級で発注をし、その等級に該当する業者が入札に参加することができる仕組みになっている。 ・予算規模に応じて機械的に等級は決定する。 ・中小企業の受注機会確保という観点からも、企業規模ごとの事業で競争してもらう仕組みが公共調達の基本となっている。 しかし、発注金額に応じた等級だけでは競争性を確保できないことが想定される場合には適切に等級拡大をすることも可能である。 ・そのとおりである。
--	--

意 見・質 問	回 答
【報告事項】 ・報告事項全体において、今期の特徴のようなものはあるか。 ・その要因として何が考えられるか。 ・資材高騰などに伴って参加業者が減っているとの状況は発生しているか。	・例年と大きく変わらないが、高落札率の案件が何件か出てきているのが近年の特徴である。 ・積算基準を公開しているため予定価格を類推しやすいこと、資材価格の高騰・人件費の高騰が考えられる。 ・一者応札となる案件も発生しているところであるが、資材高騰が直接的な要因ではなく、現場の悪条件などが要因になっているのではないかと考えている。

意 見・質 問	回 答
8. 全体を通して ・特になし	